

## 川崎市告示第382号

### 指定障害者支援施設の指定辞退について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第47条の規定により、指定障害者支援施設の指定辞退の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年7月1日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定辞退年月日	事業所番号
社会福祉法人川崎市社会福祉事業団	柿生学園	神奈川県川崎市麻生区五力田 2 - 2 0 - 1 0	施設入所支援	令和 8 年 3 月 3 1 日	1415600012